

第2版へのはしがき

読者の皆様に向け、本書第2版を公刊できることは望外の幸福である。本書刊行の趣旨は、2009年刊行の初版へのはしがきをお読み頂きたく、第2版でも基本的なことは何も変わらない。なにより、法学・政治学を学ぶ大学1・2年生に、高校での学習との連関を再認識してもらい、大学での教養・専門基礎科目への効率のよい橋渡しをすることが本書の主目的である。初版は1年目から多くの読者に迎えられ、改訂が期待されていた。また、編者はその後、高校の教科書である『高等学校新現代社会』（帝国書院）の分担執筆者になったこともあり、「橋渡し」にさらに関心を持ち、責任も感じるようになった。

この度、高等学校の学習指導要領が改定され、続いて、山川出版社の6冊の用語集も大幅改訂された（2014年10月）ので、これらに準拠する本書も、新課程で学んだ高校生の大学入学に間に合うべく改訂した。改訂にあたり、用語を選抜する作業を行ったが、①この間に発生した事象（「空知太神社訴訟」など）が入ったのは当然だが、②「脱ゆとり教育」を反映して、難易度の高い語が取り上げられた例があり（「プライマリー・バランス」など）、③法教育への期待の高まりから、高校の教科書にも法律用語や事件名が増えた（「北方ジャーナル事件」など）ことなどがあり、このほか④全体を見直して入れたもの（「グラスノスチ」など）と抜いたもの（「メートル法」など）、⑤継続して採用するが表記を変更したもの（「アイヌ文化振興法（アイヌ新法）」など）がある。また、章末の大学入試センター試験問題、大学の期末試験問題等も原則として差し替えた。章の中には、以上の用語の差替えなどに伴い、大幅な改訂を行ったところもある。

* * * * * * *

こうしてみると、やはり7年の間にも変化はあるものである。大学での憲法教育の基礎となるべき重要語が高校段階でも学ばれる傾向が強まっていることは心強い。基本的に高校での各科目を、入試科目でないからという理由で殆ど勉強しないことは望ましくない。ただ、表現の自由や裁判所に関する語が、高

校段階ではなお少ないことは残念である（他方、高校の教科書に関わって、社会権や地方自治の非常に細かい知識が高校段階で教えられていることも再認識した）。

本書の副次的効用は、初版はしがきに述べた通りであるが、3点補足したい。まず、高校で政治・経済や現代社会を教授されている先生方には、憲法教育の観点からのご活用もご検討願えればとも思うことである。二重の基準論あたりは入試問題でも頻出であり、そういった対策としても有用である。そして、大学の法学部の教員や3年次以上の学生、卒業生たちにも、この本を通じて、憲法学の周辺学問等の変化（例えば、「農協」は「JA（農業協同組合）」に変わり、「平塚らいてう」という表記がかなり定着したなど）を感じ取って頂き、知的摂取の第一歩を踏み出すことを求めたいということである。憲法学は安保法案をめぐる昨夏の動きをはじめ、世の中の変化と無関係に存在はできないであろう。加えて、入試問題を出題にあたられる先生方には、本書を検討の上、重要事象・関連性・思考パターンを軸に出題して頂きたいと願うものである（実は意外と精神的自由は出題されていないが、重要性に鑑みるとたいへん遺憾である。この点、拙稿・横浜国際社会科学研究所20巻3号15頁（2015）など参照）。

* * * * *

本書と『高校から大学への法学』の2冊の改訂にあたっては、初版同様、法律文化社の小西英央氏に多大な貢献をして頂いた。また、忙しい中、初版のご執筆をお願いした全ての先生方にまた第2版でも参加して頂いた。執筆の先生方にも深く感謝したい。

2016年1月

君塚 正臣

は し が き

本書は『高校から大学への法学』の姉妹編として刊行された。2冊の企画趣旨は『高校から大学への法学』のはしがきにも記したことであるが、法学・政治学を学ぶ大学1・2年生に、高校での学習との連関を再認識してもらい、大学での教養・専門基礎科目への効率のよい橋渡しをしていただくことを意図している。法律や政治、政策系の学部・学科に合格した新入生（特に、準備期間の長いAO入試や推薦入試の合格者）には、なるべく早い段階で読んでもらいたい本と考える。また、教養科目「日本国憲法」、専門基礎科目「憲法入門」、「公法入門」の教科書にも最適である。

姉妹編同様、高校の地歴・公民分野で、大学の法学・政治学学習に必要な語は、山川出版社の6冊の用語集から選抜した。理科分野は、ブルーバックス・新しい高校理科教科書シリーズ（講談社、2006年）から選抜した。これらは、本書では太字で表記してある（英数国その他もちろん軽視できない）。また、大学の教養・専門基礎段階で新たに押さえておくべき法学・政治学の語は、本書では下線付きの太字で表記した。これを今後の学習の起点としていただきたい。加えて、学習に寄与するため、各章には概念図、**Column**や**Keyword**、#補足的記載、それに章末に設問や参考文献を付したので、適宜利用して欲しいと思う。

憲法については、それこそ小学校以来勉強していることでもあり、また条文も少ないので、与みやすい心理が働こう。しかし、「正解」を覚えて満足できた高校までの勉強（教育）とは異なり、大学以降の研究（学問）には「正解」などなく、断片的な知識を無秩序に書き散らせばよいものではないのである。自衛隊（の存在、海外派遣）のようないかにも政治的な事件ばかりではなく、プライバシーを理由に裁判所はモデル小説の刊行差止めができるか、などといった問題についてまで、世の憲法問題・憲法事件には合憲・違憲の両論、それも理由の異なる主張が渦巻き、論争は永遠に続くようにさえみえる。

その中で、事案への「結論」が他人から求められる。大学で法律学をかじった者の宿命である。だが、神（教師？）の啓示の如き「正解」はない。自分で考え、自分で組み立てて、自分で結論を出さねばならない。その際、独善だといわれたいためには、基本概念、基本理論、（賛成するか反対するかはともかく）主要な判例（最高裁判所大法廷判決・決定）や通説・有力説は踏まえねばならないのである。これらを確認し、理論的に整理する必要がある。その段階で、大学での憲法学習の質の違いを理由に、高校までの憲法学習の知識を捨て去ってしまうのはモッタイナイと思う。また、ある制度や人権が、どのような歴史的経緯や思想を支えているのかは、専門科目の「憲法」では語る余裕がないことが多いので、初学者の段階で噛みしめておくべきであろう。

ただ、高校での学習は有用とはいえ、大学の憲法学習とのズレがないではない。特に、「人権の花形」ともいわれる表現の自由や、司法権・憲法訴訟に関する理論面、それに全体的に「争点」といわれる箇所のさまざまな学説や判決については、（仕方のないことではあるが）高校までの知識では足りず、初学者といえども新鮮な気持ちで学習に励んで欲しいと思う。

本書と『高校から大学への法学』の2冊の刊行にあたっては、『ベーシックテキスト憲法』（2007年）同様、法律文化社の小西英央氏に多大な貢献をして戴き、（誕生時の首相はすでに佐藤栄作であった）若輩の編者を支えていただいた。また、忙しい中、この企画に参加していただいた若手公法学者の皆様にも深く感謝したい（なお、「はしがき」の主張は編者のものであり、全執筆者を巻き込むものではない）。そして、読者の皆様の学習、学問、研究が進展することを祈ります。

本書の性格上、参考にさせて戴いた先行業績の一部を章末に掲げるにとどめ、細かくは引用致しませんこととお詫び申し上げます。

2009年1月

君塚 正臣